

2019（平成31）年度

社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

事 業 計 画 書

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会

目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 組織運営方針	1
4. 理事会の開催	1
5. 評議員会の開催	1
6. 監事による監査	2
7. 職員研修	2
8. 防災計画	2
9. 中土佐町第2期地域福祉計画の実施	2
I. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (中土佐町権利擁護支援センター事業運営を含む)	2
II. 地域力強化推進事業	2
III. 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実 ～ 2019年度各あったかふれあいセンター事業計画書抜粋～	4
(1) 寄り家	5
(2) まんまる	7
(3) ほのぼの大野見	9
IV. 社会参加の場と地域課題解決のための「しごとづくり」	11
(i) 生活困窮者自立相談支援事業	11
(ii) 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト	12
10. 社会福祉協議会の基盤強化・発展強化計画の実行	12
I. 社会福祉協議会の組織基盤の強化	13
II. 社会福祉協議会の財政基盤の強化	14
11. 法人成年後見事業	14
12. 企画・広報事業	15
(1) 社協だよりの発行	15
(2) ホームページの有効活用	15
13. 地域生活支援事業	15
・福祉用具貸出事業	15
14. 心配ごと相談	15
15. 地域共育・ボランティア活動	15
(1) 地域共育・ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施	16
(2) ボランティア活動の支援基盤の強化	15
(3) 災害ボランティアセンターの体制強化	16
16. 共同募金及び歳末たすけあい事業	16
(1) 赤い羽根共同募金配分金事業	16
(2) 歳末たすけあい配分金事業	17
17. 生活福祉資金貸付事業	17
18. 小口福祉資金貸付事業	17
19. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	18
20. 福祉団体等の活動支援	18
(1) 民生委員児童委員協議会	18
(2) 老人クラブ連合会	18
(3) 障害者協議会	19
21. 大野見保健センター管理業務事業	19
22. その他中土佐町受託事業	19
(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業	19
(2) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター等養成事業を含む）	20
(3) 中土佐町養育支援訪問事業	20
23. 介護保険関連サービス事業	20
(1) 訪問介護事業所	20
(2) 通所介護事業所	22
(3) 訪問入浴介護事業所	23
(4) 指定居宅介護支援事業所	24
24. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援事業）関連事業	25
(1) 障害者地域生活支援事業 ・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」	25
(2) 障害者相談支援事業 ・中土佐町相談支援事業所	26
(3) 指定就労継続支援B型事業所「鰐乃國の萬屋」	27

2019（平成31）年度事業計画書

中土佐町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、中土佐町社会福祉協議会は、町民の皆さん、関係機関・団体の皆さん、行政とともに諸事業を積極的に遂行してまいります。

1. 経営理念

本会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

2. 経営方針

- ①住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします。
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。
- ③中土佐町との連携のもと、地域に根ざした総合的なサービス・支援体制の展開をすすめます。
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みをすすめます。

3. 組織運営方針

本会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、経営理念と経営方針に基づき、地域福祉の推進を目的に組織運営をしていきます

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たしていきます。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底していきます。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営に努めます
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守していきます

4. 理事会の開催

開催時期	主な課題
2019年6月	平成30年度の事業報告及び決算報告について
2020年3月	2020年度の事業計画及び当初予算について

5. 評議員会の開催

開催時期	主な議題
2019年6月	平成30年度事業報告書及び決算報告について

2020年3月

2020年度の事業計画及び当初予算について

上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要な事項を審議するため、随時理事会及び評議員会を開催します。

6. 監事による監査

(1) 定款第22条に定める監査を行うほか、必要に応じて監査を行います。

事業報告及び決算監査 ……………… 5月

業務及び財産の状況調査 ……………… 随時

(2) 研修会への参加（高知県社会福祉協議会「福祉研修センター」）

7. 職員研修

職員の研修計画を作成し、研修の機会を確保するとともに研究会、他施設の視察見学等への参加を促進することで、職員の資質向上を図ります。また、介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士等の各資格取得を目指す者に対し、研修等への参加機会を多く提供する等、資格取得に向けた環境を整えます。

8. 防災計画

(1) 消防署立会の消防訓練の実施

(2) 避難誘導訓練の実施

(3) 大規模災害時職員初期行動計画の実行

9. 中土佐町第2期地域福祉計画の実施

社会福祉協議会は、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みの構築など中土佐町とともに地域住民、社会福祉事業者、団体等が協働して「協働でつくる 誇りのもてるまち」づくりを目指した取り組みを進めていきます。なお、2019年度は、計画の中間評価を実施し、計画の見直しを行います。

基本理念 「協働でつくる 誇りのもてるまち」

めざすまちの姿 「安心して 誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

目標Ⅱ 「あつたかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う
地域づくりを進めます

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的な支援を地
域ネットワークづくりとして進めます

I. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業…… 中土佐町受託事業

(中土佐町権利擁護センター事業運営を含む)

少子高齢化や地域社会、家族の変化等を背景に地域における課題が多様化、複雑化するなか、厚生労働省が平成27年9月に公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により、全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築が打ち出されています。

中土佐町は、地域包括支援センター子ども家庭支援相談、生活保護相談、障害者相談、生活困窮者の自立相談支援などの相談部署が対象者別に相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行っていますが、近年の傾向として、対象者本人の課題のみに着目しても解決が難しい事例が増えてきており、世帯丸ごとと捉え支援する視点や支援機関間の連携体制を強化することが必要となっていきます。また、地域課題を複数見出した機関や部署があっても、既存の社会資源だけでは支援の組み立てが難しい事例や地域課題もあり、解決に至っていない事案があります。

このため、複合・複雑化した課題に的確に対応する「相談支援包括化推進員」を配置し、複合的な課題を抱える対象者等に対して、関係機関と連携し適切かつ迅速な対応ができる包括的な支援の体制を整え、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域をめざします。また、権利擁護支援に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進することを目的として設置した「中土佐町権利擁護支援センター」の事業運営の委託を受けて、円滑な事業の推進を図ります。

(事業内容)

- ①職員（相談支援包括化推進員）3名の配置
- ②権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・申立支援業務
- ③権利擁護に関する広報・啓発業務
- ④権利擁護に関する人材育成事業
- ⑤権利擁護に関する関係機関・団体等との連携、調整業務
- ⑥スーパーバイズの実施
- ⑦相談者等に対する支援の実施
- ⑧相談支援包括化ネットワークの構築
- ⑨相談支援包括化推進会議の開催
- ⑩自主財源の確保のための取組の推進
- ⑪新たな社会資源の創出

II. 地域力強化推進事業…… 中土佐町受託事業

(「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業)

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域の繋がりの希薄化など、地域社

会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。このため、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりや他人事を「我が事」に変えていくような体制づくりをすすめます。

また、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐことのできる総合的な相談支援体制づくり（「丸ごと」）を推進します。

（事業内容）

- ①職員1名の配置
- ②地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備（「我が事」の地域づくり）
- ③地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（「丸ごと」の地域づくり）

III. 地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」の充実………… 中土佐町受託事業

地域の支え合いづくりの拠点として、「あったかふれあいセンター」事業を継続し、新たな担い手の発掘や育成のため、集いや世代間あるいは地域間まで幅を広げた交流等を行い、また、小地域ケア会議等を通して住民と課題を共有し、解決に向けて協議できる場を設けるなど地域性に応じた地域福祉を推進します。

①事業目的

安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできる、ともに支え合える仕組みをつくります。

②事業内容

利用者を限定せずに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域福祉の拠点をめざします。

地域の実情や地域性に合わせた機能の充実を図り、福祉サービスや制度の隙間となる部分への支援を地域、関係機関等と連携し、柔軟に行うとともに、それぞれの地域特性を踏まえ「めざす姿」の実現に向けた取り組みを地域福祉計画と連動させ確実に推進していきます。

※必須機能 …… 「つどう」・「訪問」・「相談」・「つなぎ」・「生活支援」

※付加機能 …… 「送迎」・「預かる」・「交わる」・「学ぶ」

③開所日及び開所時間

◎開所日……月曜日から金曜日まで

（ただし、祝祭日及び1月29日から翌1月3日までを除く。）

「寄り家」水曜日は職員会のため午後1時より開所

「まんまる」第3水曜日は定期連絡会のため午後1時より開所

「ほのぼの大野見」職員会等で職員が不在の場合がある

◎開所時間・・・午前9時から午後4時まで

職員研修や他のプログラム等との兼ね合い、また台風などの影響により
開所時間を変更する場合があります。

◎職員体制・・「寄り家」

地域福祉コーディネーター・・・・・・・・・・・・1名

スタッフ・・・・・・・・・・・・2名

「まんまる」

地域コーディネーター・・・・・・・・1名

スタッフ・・・・・・・・・・・・2名

「ほのぼの大野見」

地域福祉コーディネーター・・・・・・・・1名

スタッフ・・・・・・・・・・・・2名

～2019年度各あったかふれあいセンター事業計画書抜粋～

(1) 寄り家

I 現状と課題

【上ノ加江地域】平成30年12月末現在

人口1,310人（前年度比▲30）うち65歳以上654人、75歳以上408人、高齢化率49.4%（前年度49.0%）

世帯数680世帯（うち独居高齢者世帯264世帯）

【矢井賀地域】平成30年12月末現在

人口233人（前年度比▲8）うち65歳以上144人、75歳以上101人、高齢化率61.8%（前年度58.9%）、世帯数156世帯（うち独居高齢者世帯71世帯）

地域福祉を推進する担い手や関係機関と情報共有・検討を行い役割分担しながら集いの場や地域行事へ参加のしづらい住民に対し働きかけを行ってきたが、身体的、気持ちの問題等により参加につながらなかった。また、地域にある集いの場は女性の参加が多く、男性が社会参加できる場が少ない現状もあり、孤立・閉じこもり傾向の住民が多くいる。個々に応じ関係機関と協議しながら地域とのつながりが作れる体制を構築していく必要がある。（孤立・閉じこもり傾向にある住民：あったか把握45名、うち男性25名、集いへの声掛け：23名、うち参加7名）

避難行動要支援者等の防災訓練への参加率は低く（非難行動要支援者：矢井賀・上ノ加江登録数53名、声掛け14名、参加者4名、参加率7.5%）、また、あったかふれあいセンターを利用する高齢者のなかには認知症や要介護認定者がおいでたり、服

薬等の生活支援や見守りを必要とする住民もいる。在宅生活を継続していくためにも、ケアマネージャー等の専門職と地域の連携体制や認知症理解に関する啓発等の支援体制を確立していくことが重要である。

小地域ケア会議で抽出される住民は高齢者が多く、それ以外の個別課題を抱える住民は上がりづらく、高齢者以外の視点を養う働きかけが必要である。また、地域でも、高齢者以外の住民に対する生活課題は見えづらく関わりづらい現状があり、障害理解や困窮等の支援に対する啓発や周知を行っていく必要がある。

地域ふくし活動へ関わる住民と働きかけを行ってきたことで、関心を持ってくれる若い世代が増えつつある。しかし、若い世代の参加は少なく、支え手（担い手）が十分に育っていない現状がある。（20～64歳の利用者数：学ぶH30年12月末40人（H29年12月末55人）、交わるH30年12月末59人（H29年12月末75人））後継者不足で既存の地域活動が継続できない恐れがあるとともに要支援者の増加が予想される中、住民や関係機関が連携し、誰もが支え手となる視点で人材発掘や育成に取り組む必要がある。

Ⅱ 2019年度の重点目標及び実施計画

1 孤立・閉じこもり傾向の住民や認知症・要介護認定がある支援が必要な住民に対し、関係機関と連携し課題解決へつなげることができる。

（実施計画）

- ・高齢者以外の課題に対して、視点を養う研修に参加し職員のスキルアップを図る。
- ・職員会や定例会を活用した個別課題の整理。（職員育成含む）
- ・あつたかの機能を活用した個別支援と、住民への課題提供。
- ・小地域ケア会議等で明らかになった個別課題を住民や関係機関と役割分担し、支援を行う。
- ・障がい児の長期休暇、男性の集いの場、防災訓練、学びや交流事業（小学校低学年との交流等）、認知症カフェ（月1回）を関係機関と協力しながら開催し対象者が参加できる場づくりを提供する。
- ・定例民協へ参加（月1回）へ参加し、連携体制を図る。

2 認知症や障害理解に関する啓発や若い世代への地域福祉活動への巻き込みを地域ふくし活動推進委員とともに取り組むことができる。

（実施計画）

- ・地域ふくし活動（地域ふくしバザー、災害ボランティアセンター模擬訓練、多世代交流等）の場へ親世代が役割をもって関わるように働きかける（地域ふくし活動推進委員連携）
- ・認知症に関する勉強会の実施。

- ・小地域ケア会議のメンバーに向けた合理的配慮の勉強会実施。

3 地域ふくし活動推進委員がこれまでの取り組みを評価し、次年度以降の取り組みへ反映させることができる。

(実施計画)

- ・地域ふくし活動推進委員会（6月、10月、3月）、小地域ケア会議（5地区×3回）を開催し、明らかになった地域生活課題の情報提供、及び、関係機関（生活支援コーディネーターや学校、障がい者担当等）の参加に向けた働きかけを適宜実施する。
- ・各地区で取り組まれる地域ふくし活動のサポート（ふれあい訪問、サテライト運営、交流事業の実施）
- ・あつたか定例会（月1回）、地域福祉係定例会（月1回）にて地域福祉活動計画の進捗管理を行う。
- ・第2期地域福祉計画の中間見直しに向け、地域ふくし活動推進委員会や小地域ケア会議等で進捗管理を行う。

(2) まんまる

I 現状と課題

【久礼地域】平成30年12月末現在

人口4,170人（前年度比▲84）、65歳以上の高齢者数 1,737人（前年度比+4）、75歳以上の高齢者数 969人（前年度比+16）、世帯数2,062世帯（前年度比▲11）、独居高齢者数 599人（前年度比+45）、高齢化率41.6%

前年度計画では小地域ケア会議を継続地区4ヶ所、新たな地区3ヶ所で実施する予定であったが、継続地区では2ヶ所のみの開催となった。しかし、会議メンバーと個々でのやり取りができ、気になる人の情報を別場面で確認することができた。新たな地区では、会議メンバーの声かけで予定していた地区よりも開催箇所が増え、町内10地区で地域課題を話し合う場ができた。各1～3回の開催で、地区の特徴に合わせ防災の取り組みや個別の見守りについて話し合い、活動につなげられるよう活動推進委員を中心に担い手を増やしている。小地域ケア会議参加住民29名中、13名が新たな活動者として発掘できた。

小地域ケア会議開催地区が増えたことで様々な個別課題も明らかになり、まんまるに寄せられる相談件数が増えた。（82件 前年比+62件）

1ヶ所につき10件ほどの気にかかるケースが抽出され、職員会や定例会で整理検討、役割分担ができるが、あつたかの訪問や支援が増えてきているため、今後地区を広げ展開するためには個別支援に関わる住民の力が必要不可欠となる。地域での

の見守りや支え合いが進むよう今後も小地域ケア会議の継続と支え手の福祉意識の向上等育成に取り組む必要がある。

Ⅱ 2019年度の重点目標及び実施計画

1 【アクションプランの推進】

地域ふくし活動推進委員と共に小地域ケア会議の開催地区を広げ、新たな活動者が増え、地域での見守りの目が増える。（継続 12 地区、新規 2 地区 中島・永久町 1~2/y）

(実施計画)

- ・小地域ケア会議（継続 12 地区、新規 2 地区）継続地区を中規模範囲でまとめ、開催する。見守りをテーマに話し合いの場を持つ。

1. 城山周辺・浜地区…神山東、神山西、伊屋南、宮ノ下・八幡西・伊屋北下、浜西

2. 久礼小周辺地区…本場通り、永久町（新）

3. 中島地区（新）

4. 大北地区…ゆずりは、黒石野、楠の川、桃浦・芝・観音堂、川崎

5. 道の川

6. 長沢…常賢寺、長沢下、中沢中、長沢奥

上記 14 地区（下線部が 1 地区）を 6ヶ所に分け実施する。（各 1~2/y 回）

- ・地域活動支援

各地区に応じた取り組みを地域ふくし活動推進委員や小地域ケア会議メンバーと共に考え、進めていく。

- ・地域ふくし活動推進委員会

4/y 開催し、アクションプランの進捗状況を確認共有する。

計画の中間評価、計画見直し

今後新たに展開する地区を選定し、活動推進委員を発掘する。

- ・委員のサポート

委員が地域福祉推進会議や災害ボランティアセンター連絡会、地域ふくし活動同窓会等へ出席できるようサポートする。

2 【社会参加の場づくり】

地域で孤立しがちな方や周囲と関わりが薄い方等が気軽に参加できる場や役割を持って地域に関われる場等、住民と共に声をかけ合える環境づくりに取り組むことで、対象の方の参加がある。（2 地区で 1~2/y）

(実施計画)

- ・障がい児長期休暇事業わいわいクラブとの地域交流の場を開催（8月）。つどい処と企画し、できるだけ障がい児が地域の子どもや大人たちと交わることがで

きるよう相談支援担当とも協力しながら進める。

- ・ふれあい作品展の開催（10月）。住民と企画し、声かけ等役割分担しながら開催する。
- ・小地域ケア会議継続地区において、要支援者のつながりの場、活躍の場の検討を行う。また、活動が生まれた地区は実施に向けて支援する。

3 【認知症や障がい等への理解促進】

認知症や障がい等への理解が深まる為の啓発等の学びの場を担い手と関係機関が協力し進めることができる。

(実施計画)

- ・合理的配慮勉強会

対象：地域ふくし活動推進委員

実施予定日：4～6月の地域ふくし活動推進委員会

- ・認知症サポーター養成講座

小地域ケア会議を開催した地区1地区で開催

（3）ほのぼの大野見

I 現状と課題

【大野見地域】平成30年12月末現在

人口1,155人（前年度比▲60）、65歳以上の高齢者数605人（前年度比▲15）うち75歳以上の高齢者数362人、世帯数617世帯（前年度比▲24）うち独居世帯数210世帯、高齢化率52%（昨年度51%）保育園児24人、児童・生徒数53人

少子高齢化、人口減少が進み地域での支え合いやつながり等地域力を強化していく必要性が増してきている。これまででも独居・高齢者世帯は増加傾向にあったが、それに加えて加齢や認知症の進行により生活に不安を抱える高齢者世帯が増加し、介護保険サービスを利用しながら生活をする高齢者も増えた。しかし、地域内だけでは事業所の選択肢が少なく、自由に選択しづらい等の状況から介護保険サービスだけで生活を支えきることは限界があり、サービスの狭間を住民間で補い支える仕組みが必要である。これまでにも近隣の住民同士で気にかけ合う見守り等は行われていることが、各小地域ケア会議の場でも報告や確認は出来ているが、見守りを要する世帯の増加や重度化するケース、さらには見守る側の高齢化等も否めず、地域と社協、行政等で役割分担を明確にした関わりや支援が必要となる。

北、南地区では自治組織や集落活動センターを中心とした見守りや支え合いにつながる取り組みがなされているが、組織に関わる住民の高齢化や新たな担い手の不足などが影響し、将来的な不安がある。今後は、それぞれの組織との連携を図りながら福

祉の視点を用いた地域活動を推進する必要があり、中央地区においては引き続き小地域ケア会議や社会福祉法人の立場で行う地域貢献やほのぼの大野見の【学び】【交流】等の場を活用しながら住民に対しての意識付けと取り組みを行う必要がある。

防災に関する取り組みの必要性や意識は高まつてはきたものの公助に頼るものが多く、自主防災単位での取り組みは少ない。引き続き自助・共助の意識を高め減災につながる地域づくりを地域が主体的に取り組んでいく仕掛けが必要である。

様々な場面において稼働世代の巻込みを図ってきた。学校と連携を図ることで、子どもや保護者へのアプローチがしやすく地域福祉に関する研修会や交流事業、小地域ケア会議等への参加・協力が得やすい。これまででも参加している稼働世代が継続的に研修会等に関わり、経験値は増えてきたが自主的な参加には至っていない。

Ⅱ 2019年度の重点目標及び実施計画

1 大野見全域で小地域ケア会議を開催。抽出されたケースや地域課題をあつたかふれあいセンターの機能を使って整理しながら、地域、関係機関と役割分担をして対応ができる。

(実施計画)

○小地域ケア会議の実施

北地区（6月・1月）

中央地区

①荒瀬/久万秋/橋谷/奈路（7月・1月） ②吉野（8月・2月）

③喜田/伊勢川/楨野々/長野/三つ又（8月・2月）

南地区への展開（2回）

○住民が主体となつたつながる安心カードの普及、更新作業

○つながる安心カードをツールとした訪問

気になる世帯で抽出された方の訪問とつなぎ

○集落活動センター「みなみ」との課題共有

○地域支援

・中央地区敬老会実行委員会後方支援

・北地区見守り「こだまの会」への参加

（北地区小地域ケア会議の検討の場として活用）

○【訪問】【相談】【支援課題の発見】機能における職員のスキルアップを目指した研修会への参加。

○職員会、定例会の開催と有効活用

2 地域ふくし活動推進委員が主体性と担い手育成の意識を持ってアクションプランの推進に関わり、地域づくりに参画することで福祉の視点を養うことが出来る。

(実施計画)

- 地域ふくし活動推進委員会の開催（年4回～5回）
 - 「合理的配慮」に関する勉強会を再度実施し、推進委員が自らの地区、団体に持ち帰り地域に啓発する
 - 地域課題に添った研修会の開催
 - 地域福祉の担い手となる稼働世代の巻込みの場面、役割を増やし育成につなげる。
- 3 高齢化に伴い増加する認知症や先入観がある障がいに関して、地域住民が理解を深め地域の見守りや誰もが参加しやすい場づくりを担う事ができ、孤立する住民を作らない。
- (実施計画)
- 認知症カフェの開催（月1回）社協の専門職との役割分担し、【相談】機能の充実を図る。
 - 認知症カフェに関わるボランティアを増やす
 - 認知症サポーター養成講座の開催
 - 「わいわいクラブ」との交流事業（夏1回程度）
 - 大野見福祉会地域貢献講座の開催（年4回程度）と地域貢献推進会議の実施（随時）
 - ほのぼのだより（2カ月1回）にてあつたかふれあいセンターの機能や活動について周知する

IV. 社会参加の場と地域課題解決のための「しごとづくり」

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

……（平成25年11月から）高知県受託事業

複合的な要因などによって既存の制度のみや自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者を受け止め、その人が望む自立した生活を実現するためにどのような支援が必要かを把握・評価し、それに基づき本人主体の支援を行うとともに、地域における適切なサービスや支援をつくりだすなど、生活困窮者の自立に向けた相談支援を継続して行います。

(業務内容)

- ①生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること
- ②ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること
- ③課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと
- ④課題の解決にあたり、家計改善支援事業や就労準備支援事業など高知県社会福祉協議会が主体となって行う事業を活用し、対象者に対し適切な支援を行いま

す。

(2) 中土佐はたらくチャレンジプロジェクト

平成27年度に「地域における生活困窮者支援のための共助基盤づくり事業」において、中土佐町内の未就労者調査を行い、未就労者が抱えていると思われる支援ニーズは「就労を含む地域福祉支援」が7割を超えていたことから、ニーズを正しく把握し、必要な支援に継続して行くため「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」を始動しており、障害のある人たちや生きづらさを抱える人たちの社会参加の場や地域課題の解決としての地域での「しごとつくり」に取り組みます。

(取り組み内容)

- ①町内での社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて経験ができる場の創出に取り組みます。
- ②自立支援の必要な方への早期対応のため学校や若者支援機関との連携を図ります。
- ③対象者に応じた事業所などの見学や体験、定着に向けてコーディネートを行います。

10. 社会福祉協議会の基盤強化・発展強化計画の実行

「地域福祉計画」を実行するうえで、地域福祉を推進する中核的な団体である社会福祉協議会を取り巻くさまざまな変化に対応するために、地域住民のニーズに応え地域福祉事業の継続的発展を目指すための具体的な取り組み、組織体制、財政基盤の確立等を計画的に遂行する必要があります。

このため、中土佐町社会福祉協議会では平成29年度に「基盤強化・発展強化計画」を策定し、平成30年度から取り組みを開始しています。その概要是下記のとおりであり、「地域福祉計画」（平成29年度～平成33年度）と連動させ計画終期を平成33年までの4年間を計画期間として計画の実行に取り組んでいきます。また、社会情勢の変化や法令等の改正、「地域福祉計画」の変更など見直しが必要な場合は計画期間内でも適宜変更します。

○使命：「住民がともに助け合い、誰もが自分らしくしあわせに暮らせるまちづくりを支えます」

○行動指針：「連携・協働・実践を合言葉として住民同士の支え合いを広げます」

○社協像：「地域とつながり 住民とともに歩み 必要とされる社協」

○職員像：「開拓性・即応性・柔軟性を活かし未来を見据えた行動ができる職員」

○重点目標

本計画の目標は、財政基盤の強化や組織体制の確立など、主に本会が自ら取り組む「組織の基盤強化」（目標Ⅰ）と、地域福祉の推進に組織が一丸となり、地域住民や

関係団体等と共に取り組む「地域福祉の発展強化」（目標Ⅱ～Ⅳ）の2つに大別します。

目標I 本会の組織力が強化し継続的に発展するために、組織の基盤強化を図ります

推進方策	取り組みの方向性
1. 事務局体制及び意思決定方法の強化	①事務局体制の強化
	②理事会・評議員会の充実
2. 財政基盤の強化	①自主財源の確保
	②財政負担を伴う重要課題への対応
3. 人材確保・人材育成	①人材の確保
	②人材の育成
4. 会員と本会の関係のつながり	①会員規定の周知徹底
	②会員への活動報告
5. 行政との協働	①行政への事業提案
	②課題解決に向けた行政との協議

目標II すべての住民が地域で自分らしく暮らせるために、予防的・包摂的継続的な支援体制をつくります

推進方策	取り組みの方向性
6. 制度の狭間にいる住民や複合的課題を持つ世帯への支援体制の構築	①早期発見と連携・支援体制の仕組みづくり
	②制度の狭間にいる方の支援体制の継続と拡充

目標III 見守り支え合いのまちづくりにつながる人材を育成します

推進方策	取り組みの方向性
7. 地域福祉の基盤をつくる地域共育の充実	①多機関と連携した地域共育の実践
	②地域共育の実施体制づくり

目標IV 地域住民一人ひとりの防災意識と地域の防災力の向上を図ります

推進方策	取り組みの方向性
8. 防災意識の向上・支え合いの仕組みづくり	①関係機関等と連携した防災意識の啓発活動
	②発災後の迅速かつ的確な初期行動力の行動の向上
	③抜け漏れのない避難行動要支援者への支援

**I. 社会福祉協議会の組織基盤の強化
(組織体制の強化)**

事業企画、実施に伴う事務局の体制強化、職員の資質向上を図ることにより、住民に信頼を得る活動を展開します。

- ①役職員研修の実施
- ②基盤強化・発展強化計画の実行
- ③各関係機関との連携
- ④人事管理体制の確立
- ⑤職員の健康管理

II. 社会福祉協議会の財政基盤の強化

(1) 会員加入促進

本会の運営に賛同された方に加入をしていただき、より充実した地域福祉活動を推進し、継続します。

個人会員 1口 300円

賛助会員 1口 1,000円

特別会員 1口 5,000円

- ①賛助・特別会員制度の周知と協力依頼加入促進月 8月
- ②6月の理事会・評議員会で協力依頼
- ③広報等を通じて社会福祉協議会をPRし、一人でも多くの方に会員になってもらえるよう推進します。
- ④町内企業等に社会福祉協議会活動についての理解と賛同を求めていきます。

(2) 財源確保と適正管理運用

「社会福祉法人会計基準」に基づき、適正な資金管理、運用を行い、事業運営の透明性を確保します。

- ①住民会費、共同募金、寄付金等の民間財源の確保
- ②補助事業、委託事業の導入
- ③介護保険サービスに係わる介護報酬及び利用料等の適正請求事務及び事業の円滑な運営のための資金管理
- ④経理規程の遵守

11. 法人成年後見事業

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方の身上監護や財産管理を行い、司法分野等との連携により権利を擁護することで被後見人等が安心して地域で生活ができるよう支援するために法人成年後見事業を行います。

(事業内容)

- ①成年後見人等の受任
- ②中土佐町権利擁護支援センター等との連携
- ③法人成年後見事業担当職員の教育・研修